

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷二十二第

行發日一月六年五十大

論叢

資本利子税の缺點……………法學博士 神戸 正雄

海運同盟の排他的手
段に對する北米合衆國の政策教……………授 小島昌太郎

岡山藩の税制……………教 授 黒正 巖

新經濟政策とロシア勞働立法……………教 授 末川 博

チャアルス・ホールの政策論……………教 授 堀 經 夫

時論

英國の總同盟罷業……………法學博士 河田 嗣 郎

說苑

長野縣下に於ける地割の慣行……………經濟學博士 木庄榮治郎

雜錄

世事蘆叢觀……………法學博士 財部 靜 治

獨逸に於ける宗教統計……………經濟學士 中川與之助

法令

營業收益税法・資本利子税法・租賦税法中改正

附錄

本誌第二十二卷總目錄

説苑

長野縣下に於ける地割の慣行

本庄榮治郎

一 緒 言

地割制度は徳川時代に割合に廣く各地に亘つて行はれた慣行であつて、土地を一定期間毎に適當に分割して村民に其各部分を割り當て、其年限の來る毎に全部の割替をなすものである。この慣行が實行せられた地方は、今迄に知られて居る範圍では加賀・能登・越前・越中・越後・尾張・常陸・岩代・土佐・豊後・肥前・日向・薩摩・壹岐・對馬・沖繩等であつて、信濃に於てこの慣行ありしことは未だ聞き及ばざりし處である。

地割の慣行は各地の事情により、その形式方法を異にするのみならず發生の原因及び存在の時期等も必ずしも一定して居ない。然し明治五年八月晦日には『不定地年季を定め割替致し來候

1) 拙著、近世農村問題史論、207頁

向は向後持主相定可申立事』との大藏省の布達もあり、大抵は明治の初年地租改正の頃までに廢絶したものである。但し沖繩縣は明治三十二年三月法律第五十九號沖繩縣土地整理法を以て、土地所有權を確定するに至るまで、其地特有の地割制度が存続せしものであつた。²⁾然るに長野縣下における地割制度は今現に實行せられつゝある處に係る。この點に於ても亦興味ある事實といはなければならぬ。

私は四月の中旬、同地方に赴いて、本制度の沿革現狀等を調査せんとしたるも、滯留日數極めて短く、且つ史料の蒐集甚だ乏しく、所期の目的を達することを得ざりしものであるが、その際における多少の見聞を録して他日の研究に資したいと思ふ。

二 概 説

現に地割の行はれて居る地方は千曲川犀川の合流地點附近、即ち善光寺平の南東部である。殊に上高井郡川田村にはこの慣行が現存して居る。

元來地割制度の行はるゝに至つた原因は、それが古田に行はれた場合は、租稅負擔を均等にして田畑の荒廢を避け、水害等の患ある場合は損益を均分するためであり、それが新田に行はるゝ場合は、共同開墾又は水害等の場合に損益を平等ならしむるためであつた。¹⁾然らば長野縣下にお

2) 沖繩縣土地整理紀要

1) 拙著、近世農村問題史論、209頁

ける地割制度の起因は如何といふに、古來千曲川は屢々汎濫して沿岸の地を流し、或は之に反して新地を生じ、或はこれがために良土は流されて荒地が出来、或は從來の河原に黒土が齎さるゝ等、要するに河道の變遷のために土地が顯滅し、地味の變じたことが少くはなかつた。而して堤防などを修築する場合には多くは本田高持のものがその負擔を引受けし等の關係から、この沿岸の新地もまた此等の本田所有者によつて占有耕作されたのであるが、土地の顯滅、地味變化の危険あるがため、一定年限毎に土地を割替へて、その利害を均分するに至つた如くである。即ち古田に行はれたものではなくして、新地に行はれたものであり、多くは損益均分の趣旨から起つたものゝ如くである。

(註) 川田村大字牛島の一部分では、伊惣太、外八名の者が文化五年より十ヶ年間の請負で小字西向河原及北向河原の荒地三萬坪ばかりを開墾し、毎年穀十五俵づゝを冥加税として高持百姓へ納めたやうであるが、この共同開墾者がその地を割替へしや否やは明かでない。十ヶ年の年季明けの後、更に五ヶ年の延期を願出たが、高持側ではこれを認めず、恰も他の土地が割替の年限に相當して居たため、この開墾地をも一般割替地に編入し同様の方法で割替へたといふことである。是は觀此この共同開墾が直接に地割の起因をなせるや否やは、開墾者間の土地利用方法が明かでないから、確然たる決定をなすことは不可能である。後に共同開墾者より取上げて、他の土地と同様に割替へたことから見れば、寧ろ單に小作關係の程度に止まる如くに考へられる。他日の考證を待つ。

その起源については明かではないが、川田村の地割慣行は徳川時代に起れるものゝ如くであ

る。千曲川は明治以後には河道の大なる變化を見ざるに至りし如くであるが、徳川時代には屢々河道に變化を生じ、前述の土地顯滅の事實も起り、殊に安永年間には時々汎濫し、その頃既に地割制度は行はれて居たのである。否、大字牛島に關する文書によれば既に明和の頃に此制度の行はれ居たりしことが明かである。

(註) 川田村大字牛島に關する文書の中に、「右割地の場所(中略)殊の外川欠其外屋川本瀬亂瀬等數多有之、地境紛亂難見極メ故、古繪圖面穿鑿仕候處、頭立儀右衛門方に明和年中御改の野繪圖面有之、其上御水帳間數にて見定め、高持の人別其外懸り合小前の者共一同立合相改め候處、一體割合仕候排地の内段免の地所(下略)」とあるにより明和年中既に地割の行はれ居たりしことを知ることが出来る。

この地割制度に對しては特に定まれる名稱はなき如くであるが、概して一般には「割替」と稱し、嘗ては五年若くは七年毎に割替へ、その後十年、若くは十二年といふ如く長期の期限を採ることとなり、今は多くは十二年の期限が行はれて居る如くである。土地はすべて畑地であつて、大部分は桑畑であるが野菜畑もないではない。この畑地の割り當てを受けた者(假りに地主と稱す)が更に之を小作に付する場合もあるが、この場合には多くは割替年限を考慮に入れて小作契約が作られ、地主と小作人との間に一定の關係があるわけではなく、その時々々の條件に應じて小作關係が定まるものであるから、小作人は土地に附屬するか、地主に附屬するか、換言すれば割替毎に新

しき地主を迎ふるか、舊地主に附屬して小作人が新しき地に轉するか等の問題を生じない。⁴⁾

割替の單位は一定してゐないが、多くの場合には、甲乙の差等ある土地を適宜に組合せて一戸の持分を定める。而して割替の標準には本田畑の高に應じて分割する『高割』と、部落の戸數に應じて分配する『面割』とがある。何れにするも以前は持分の賣買を認めず、又面割の場合にても新立の戸が分配に預ることを得ざりし如くであるから、割替を受くる權利者は豫め一定して居たのである。従つて土地は部落民全體の共有にして、これを均分するの主義は決して貫かれて居たものではないが、近頃は更に持分の賣買を認めて居るから土地の兼併は勿論行はれ得る關係に在つて、土地均分の主義よりは益々遠ざかりつゝある。

上述の如く割替には一定の年限があるから、その年限に近づくに従ひ地主は十分なる手入れをなさず、肥料を施さざるの弊害は實際に行れて居る如くである。ある古老の談には日下行はれつゝある河川修築の工事が完成せし曉には割替を廢止せんとする議ありとのことであるが、維新後大なる河道の變遷もなく、また河川修築のために水害や堤防破壊の虞がなくなれば、元來地割制度を行ふに至りし原因も消滅するわけであり、且以上の如き掠奪耕作の弊害が存するのであるから、勢ひこの制度廢止の機運を促進するに至るべきことは必ずしも不思議ではない。

以上は川田村における地割慣行についての大體を述べたものであるが、同じ川田村でも大字小

4) 尾張藩の場合には小作人は地主に附屬し従つて割替の場合にはその土地を轉ずるものである(奥田誠、舊尾張藩における地割制度、經濟論叢十四卷一號 198頁)

5) 拙著、近世農村問題史論208頁

字によつて種々趣を異にする點が少くないから、以下少くし其等の點を述べて見たらと思ふ。

三 町川田における地割の慣行

川田村のうち大字町川田で地割制度の行はれてゐる面積は三十四町二反歩であつて、之を甲・

乙・丙・丁・戊・古町上及び外新田北よるまらみの各小字に分つ。割替の標準は

(イ)小字甲及び乙では高割の方法によつて居るが、この兩地については町川田のものゝみならず、隣村領家のものも割替を受けて居るのであつて、甲では町川田六分、領家四分、乙では町川田八分、領家二分の割合で土地を占めて居る。

(ロ)小字丙及び丁では面割の方法が行はれ、各戸平等に、丙地の四畝と丁地の三畝十歩とを組合せて一軒前の面積(七畝十歩)として居る。

(ハ)小字戊は嘗て松代藩海津城主眞田侯が千曲川の川普請を行ふに當り、附近の山より石を運ばしめたる報酬として、それに従事せし者八十八戸にこの地を授け、これを平等に割替しめたと稱せらるゝ地であるが、現在では一軒前の面積は三畝十歩と二十五歩(或は三十六歩)とを組合せたものとなつて居る。

(註) 右の川普請が何年の出来事であるか明かでないが、文政八年に佐久間象山の父一學が督して千曲川築堤の工を起し十年

に至つて竣工したる事實があるから、或は其際の出來事にあらずや考へられる。¹⁾

(ニ) 小字古町上と外新田北とは共に高割の方法によつて居る。

明治八年地租改正以前は賣買を認めず、面割も明治八年地租改正のときの戸數によつて権利者を定めたものであるが、其後賣買を認むることゝなつたから、右に所謂一軒前の面積もたゞ在來の標準的の單位を示すのみであつて、實際は更に多くを占有せるものもあり然らざるものもあつて、各戸が實際に占有せる面積は、高割面割ともに異なるのみならず、分配に與るべき権利者の數も以前とは大に變じ、明治八年には権利者の數はすべて百二十九戸であつたが、今は約百五十戸に及んで居るといふことである。尤、その中戊地はもと八十八面即ち八十八戸に割當たものであるが、今は四十數戸となつて居る。

割替の年限は前述の如く大抵十二年であるが、各小字についてその時期が同時に到來するわけではない。現に小字甲は來年割替となすべきものであるが、都合で延期することゝなり、乙は大正十二年に割替、丁は今年秋割替ふることゝなつて居る。

割替を行ふには部落の總代が割替實行のため必要な諸係員を定め、紙摺を作つて抽籤をなすものである。土地の組合せを決するには先づ土地の等級を改定し、然る後總反別に對する一等地の割合、二等地の割合、更に三等地ある場合はその割合を定め、所有反別に應じて各等地につい

て各自の受くべき面積を確定し、然る後一等地二等地三等地につき順々に抽籤してその位置を決めるものである。その組合せの一例を示さば次の如くである。

總反別 二〇、〇〇〇坪	總反別に對する 各等地の割合	二二〇坪を有する 者の受くべき地積
内一等地 一〇、〇〇〇坪	二分の一	一一〇坪
二等地 五、〇〇〇坪	四分の一	五五坪
三等地 五、〇〇〇坪	四分の一	五五坪

而してこれ等の割替に要する費用は割替を受くる者が負擔する。

こゝに注意すべきことは土地臺帳では町川田の地割地域の土地は、何れも小分されて個人名義の所有地となつて居ることは是れである。而して所有權移轉の記入されて居る場合もあるが、それは相續若くは賣買による場合であつて、地割即ち耕作地の變換に基く所有地の變更については何等の記載もない。故に表面は個人所有地となつて居るが、事實内面に於ては村民は共有地として取扱ひ、土地の割替をやつて居るのである。それで地租納付の如きは勿論土地臺帳上の所有名義者がその名義上の所有地についての地租を各自納付するわけであるが、部落では毎年別に平均地租を算出して各自の過不及を適當に摺合して居るといふことである。

四 牛島における地割の慣行

大字牛島における地割慣行地は土地臺帳によれば畑六〇町八反五畝、原野二九町七反三畝であるが、實際に於て割替の行はれてゐる地は十五萬坪位、百二十六七戸であるといふ。もとは賣買を禁じて居たが、今は賣買を認めて居ることは前述の如くである。而して町川田の地が土地臺帳に個人名義となれるに反し、當地の分は部落有即ち牛島區の共有地となつて居る。

牛島の内小字中河原、村北沖は共に高割であるが、小字北向川原及西向川原は高割と面割とが並び行はれて居る。この後者については古來高割面割の争があり、繫争關係の文書を見ることが出来たから、それによつて大體の沿革を述べて見たいと思ふ。

天保三年の文書によればこの地方は『往古より安永年中迄御百姓二十軒前へ相掛ケ御役等も相勤荒地割合も右軒前、に割取候處、安永年中に至り軒割難澁ニ付、萬端高割住度旨右二十二軒の別へ新田代金一軒前金八兩宛と金百七十六兩惣本田へ掛り金子調達差出し高割に相極申候』とあつて、嘗ては面割であつたのが安永年中に二十二軒の者の高割とした。然るに安永五年四月の文書によれば、既に早く不平が起り、新田は村中の者全體の高割とし二十軒の者が利益を壟斷することを制せんとしたが、解決せざりしもの、如く、文化八年以後小前百姓と二十數軒の高持百姓との間に高割面割の争が起り、文化十三年には北向川原新田にて百七十二坪宛(或はいふ百七十坪宛)惣面割としたが、天保三年割替のときには上畑は高割とし、殘餘の薄地荒地のみを百五十坪宛面割と

する如きことも行はれ、高持小前双方の争は一層甚しく、一方は總面割を主張すれば、他方は全部高割とせんと訴ふる有様であつたが、遂に同年奉行所の吟味により、

一、無役新本田荒地之儀は銘々持主にて地下割合御高請可致事

一、永引高之儀は右地下割の通割合所持仕諸役相勤可申事

一、此度割地の儀は向川原編内村大豆島村右兩村盛通開發場所並地續柳立草立の場所迄打込惣反別の内御年季引高打込惣坪數を以十に割合、二分五厘を右御年季引高の分、編内村境續見通を以引譯、殘七分五厘、二ツ割、三分七厘五毛是迄村法前本田高にて割合、殘る三分七厘五毛惣面割にいたし、尤地所善惡下等も有之候に付、相談を以過不足無之様、小前惣代立合の上、割地致置、番附籠取而請取銘々御高割合引請可申候。然る上は右御高に掛り御年貢御上納相勤可申候(下略)

一、面割新田の儀は行々村方難澁入別爲取續此度御上様格別の以御憐愍内濟仰付投入立入地所分相等も強て貫請銘々面割に相成候上は後來何様難澁出来候節も右地所の儀は讓渡又は立潰分散等にも堅く相除置往々御百姓取續地所に仕可申事

として解決を告げた。即ち天保三年では地割總面積を十とすれば、その中三分七厘五毛は面割として村民に平等に分配せらるゝこととなつた。然るに明治六年の文書では

字北向川原沖

字西向川原沖

一、高七十三石五斗九升 村中

此割合壹割六分者高割、残り八割四分者、半分高割、残り半分者村中惣百姓大小に不拘軒別に割合仕候。(下略)

とあるから天保三年の決定の後、再び高割五分八厘、面割は四分二厘となり、面割の歩合は更に増加したのである。然し猶之に満足せず最近には全部面割とし、五ヶ年以上同村に居住せるもの

は面割を受くる権利ある者ごなさんとするの要求が起りつゝある由である。その原因は小前百姓の困窮救済といふことの外に、平等思想の普及、人權の擴張といふことも、その一原因をなすものご考へられる。

五 附 言

以上上高井郡川田村の地割慣行についてその一斑を述べた。然るに地割若くはそれに類似の方は單に川田村のみではなく、この附近各地例へば朝陽・大豆島(上水内郡)綿内・井上(上高井郡)其他にも或は現存し、或は過去に於て存在せし如くである。此等地方はすべて川田村と同じく千曲川犀川の流域附近であつて、上述の河道の變遷に基く土地の顯滅があり、従つて地割制度の如きものが行はれたのであらう。他日何人かの調査によつて川田村はじめ此等地方の地割制度の起源・沿革・方法・現狀等が更に一層詳細に研究せらるゝに至らむことを望む次第であつて、私がこの蕪雜なる本稿を公にする所以も亦茲に在る。

(附記) 右地割制度の調査に關し名古屋稅務監督局、長野縣廳、信濃圖書館、長野稅務署、上高井郡役所、中野稅務署、川田村役場等に於て種々便宜を與へられたることを感謝する。猶私が長野縣下の地割慣行の事實を知り得たるは、全く下高井郡延徳村宮崎誠一氏の好意による處であり、同氏は特に其事實を調査報告せられたのみならず、今次の旅行に際して東遣の勞を執られ、且つ川田村に於ける二三古老を訪問するの便をも與へられた。本稿の成るは全く同氏の賜であつて、茲に厚く其好意を感謝する次第である。但本稿記載の事實に若し誤りありとすれば、それは全く私の誤聞誤解に基くものであることを一言附記しておく。